明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条約〕
○脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定（一二）　二
〔省令〕
○都市再生特別措置法施行規則及び開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令（国土交通七六）　二
〔告示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務四四五）　三
○脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の効力発生に関する件（外務三五六）　六
○平成二十三年度中小企業支援計画の要旨（経済産業二一二）　六
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事一部完了関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

本号で公布された法令のあらまし

◇脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定（条約第一二号）

（外務省）

この協定は、ケイマン諸島との間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報の交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とケイマン諸島との間の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　総則（第一章関係）

この協定における用語の一般的定義について規定している。（第一条関係）

2　情報の交換（第二章関係）

㈠　この協定の実施又は第四条に規定する租税に関する両締約者の法令の規定の運用及び執行に関連する情報の交換を通じて両締約者の権限のある当局が支援を行うこと等について規定している。（第二条関係）

㈡　情報の提供を要請された締約者（以下「被要請者」という。）が提供する義務を負わない情報の範囲について規定している。（第三条関係）

㈢　第二章の規定の対象となる租税の範囲について規定している。（第四条関係）

㈣　次のとおり、要請に基づく情報の交換について規定している。（第五条関係）

(1)　被要請者の権限のある当局は、第二条に規定する目的のため、要請に応じて情報を提供する。

(2)　被要請者は、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を情報の提供を要請する締約者（以下「要請者」という。）に提供するために全ての関連する情報収集のための措置をとる。

(3)　各締約者は、第二条に規定する目的のため、自己の権限のある当局に対し、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。

(4)　要請者の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報と当該要請との関連性を示すため、被要請者の権限のある当局に対し、所定の情報を提供しなければならない。

(5)　被要請者の権限のある当局は、できる限り速やかに要請された情報を要請者に提供するとともに、迅速な対応を確保するため、要請者の権限のある当局に対し、所定の事項を通知する。

㈤　被要請者における租税に関する調査の際の要請者の権限のある当局の代表者による立会いについて規定している。（第六条関係）

㈥　被要請者の権限のある当局は所定の場合に情報提供の要請を拒否することができること、この協定は一方の締約者に対し、営業上、事業上、産業上、商業上又は職業上の秘密等を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではないこと等について規定している。（第七条関係）

㈦　この協定に基づき一方の締約者が受領した情報は、秘密として取り扱うものとする旨規定するとともに、当該情報を開示することができる相手の範囲等について規定している。（第八条関係）

㈧　支援の提供において生じた費用の負担については両締約者の権限のある当局の間で合意されることを規定している。（第九条関係）

3　課税権の配分（第三章関係）

㈠　第三章の規定の対象となる者及び租税の範囲並びに第三章の規定において用いられる「一方の締約者の居住者」に該当する個人について規定している。（第一〇条～第一二条関係）

㈡　一方の締約者の居住者が受益者である退職年金については、当該一方の締約者においてのみ課税することができることを規定している。（第一三条関係）

㈢　政府職員の給与所得、元政府職員が受け取る年金等に対しては、政府職員の派遣元である一方の締約者においてのみ課税することができることを規定している。（第一四条関係）